

第34回上海IPG会合

日時 2008年5月15日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階B a l l r o o m A

○司会 それでは、定刻を少し過ぎましたので、第 34 回の上海 I P G 全体会合を始めさせていただきます。

本日は、最初に、2007 年度、昨年度の中国語での知的財産権勉強会の結果を簡単にご報告させていただきます。

その前に、簡単に資料のご説明だけさせていただきます。

今日は、本会合で使う資料のほかに 3 つほど余分な資料が入っております。

1 つはこちらで、「中国進出における委託加工貿易－技術ライセンスの契約証書に関する基本全集」、こちらはジェトロの東京でおつくりした冊子でございます。レベル的には皆様には少し低めかもしれませんけれども、社内で活用いただければと存じます。

それから、もう 1 つ、分厚い「中国における意匠・商標の類似判断事例及び傾向分析に関する報告書」というものがございます。こちらは、恩田事務所にお願いしておつくりしたもので、こちらも、皆様の業務の参考にしていただければと存じます。

それから、ハードコピーなんですけれども、「2007 年上海知識産権発展の保護状況」というもの、十数枚のものをお配りしております。こちらは、先般 4 月 25 日に、上海市の知識産権連席会議、知識産権局ですとか工商局、税関、公安等が主催している会議が、2007 年の上海市の知財の保護状況について発表会を行いました。そのときに配付されたもののコピーでございます。先ほどの 2 点とあわせて、今後の業務にお役立ていただければと思います。

それから、毎年年度の初めにお配りさせていただいている上海 I P G の会員名簿、こちらは資料の 1 番ということでお配りしております。こちらの右肩にも一応書いてございますが、I P G メンバー様以外には秘密ということでお取り扱いいただければと思います。

今回、2007 年度から 08 年度に変わるのでに際しまして、メンバー様の整理をさせていただきました。従来、例えば日本のトヨタ様と北京のトヨタ様で 2 社でお入りいただいているといったように、基本的には本社サイドが 1 社の場合に 2 社のご登録があるというようなこともございましたが、今回はそのほとんどを 1 社に統一させていただいて、結果として 119 社・団体ということで 2008 年度はスタートすることとなりました。

それでは、報告事項及び議事のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、先ほど少し言いかけた昨年度、2007 年度の中国語での知財勉強会、こちらについて資料の 3 番をご用意しております。今ちょっと前のパワーポイントにもお出ししておりますけれども、ご承知のとおり昨年度も、上海 I P G の全体会合の翌日、午前中の 3 時間程度を取りまして、全 6 回のカリキュラムで勉強会を行いました。

当初は二十数名から始まったのですが、後半には 40 名以上のご参加をいただくということで徐々に参加数もふえている状況でございます。

この第 6 回の際には、最終的にどのぐらい効果があったかということでテストのほうも実施させていただきました。成果の確認テストは、問題数では 10 問、これは選択問題なんですが、1 つを選択するのではなくて、答えが 2 個 3 個ある場合もあるということで、内容的にもかなり難しめのテストでございました。全部で 39 人ほど受験いただいたのですが、こちらに一応挙げていますけれども、5 名様が非常に優秀な得点を取られたということでございます。

本日は、一番点数の高かった、10 問中 9 問、正しい解答を出したオムロンの錢様に簡単な記念品をご用意していますので、IPG のグループ長のほうから、この場をお借りして賞状の授与ということをさせていただければと思います。

錢さん、少し前までお越しいただけますでしょうか。

○IPG グループ長 おめでとうございます。(拍手)

何か、一等賞に関してぜひ一言喜びのあいさつを。ごく簡単で結構ですから。

○钱萍萍 非常感谢 Jetro 提供了这么好的一个学习知识产权相关法的平台，每次参加都让我对知识产权的法律法规有更深的了解，真的是受益匪浅！听说 Jetro 今年还会继续举办知识产权相关法学习班，我打算继续参加。也希望更多的希望了解知识产权法律法规的人都来参加。谢谢！(拍手)

○司会 何を言っているのかわかりませんでした。(笑)

私もこの問題を拝見しまして、中国語なのできちっとわからないんですけれども結構難しそうで、多分自分でやったら 30 点ぐらいしか取れないのだろうというところですので、錢さん、90 点ということで非常にすばらしい成績だったのではないかと思っております。

では、続きまして、上海 IPG の新規メンバー様をご紹介させていただきます。

今回は 2 社様、先ほど化粧品ワーキンググループのご紹介にもございましたけれども、ノエビア様、それから上海明宝工程塑料貿易有限公司様が新しくお入りいただいております。

前回、新規入会でごあいさつをいただけなかったマクセル様にも今日はお越しいただいておりますので、3 社様からごあいさつをいただこうと思います。

では、最初にノエビアの源石様、お願ひします。

○源石 皆様こんにちは。株式会社ノエビアのゲンイシと申します。

弊社は、日本では、この社名にもありますノエビアブランド、訪問販売の化粧品、それから、その他各販売チャネルに合わせた化粧品の製造販売をしており

ます。

それと、皆様、食べられたことがもしかしてあるかもわかりませんけれども、「南天のどあめ」というのどあめがございます。これも弊社グループの商品でございまして、この「南天のどあめ」、それから「ビタCゴールド」といった医薬品の製造販売もしております。

中国におきましては、昨年4月に合弁会社を上海で設立しまして、現在、ノエビアブランドを百貨店で販売しております。ですが、先ほどコーチーのキンさんからもお話をありましたけれども、中国で販売していないブランド、販売していない商品が市場で見受けられる事例がふえておりまして、弊社グループとしましても何か対策が必要だということで、その一環としてこのIPGのほうに参加させていただくことになりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○司会 源石様、ありがとうございました。

それでは、続きまして上海明宝工程塑料貿易有限公司の三井様、よろしくお願ひいたします。

○三井 上海明宝工程塑料貿易有限公司の三井です。日本の会社名は三菱エンジニアリングプラスチックス株式会社です。

社名のとおり、私どもが扱っておりますのはエンジニアリングプラスチックスで、原料になりますので、私どものような商品にはにせものはなかなか出てこないというふうに思っていたのですが、さにあらず、私どもが扱っているような原料でもにせものが出てまいりました。

去年、私どものブランドで「ユービロン」というポリカーボネイト樹脂なんですが、それにせものが、袋はタイの工場の袋のデザインをそのまままねまして、グレード名、それからロットのつけ方は日本の製品をまねたような製品が出てまいりました。

こういう製品、大体、例えばカメラメーカーさんが図面で「このグレード」と指定して使うような比較的付加価値の高いグレードなんですが、そんなやつにせものも出てまいりまして、そういうやつを買って使う人はいないだろうと思っていたんですが、さにあらずで、我々にもせもの対策にこれから力を入れていきたいというふうに考えております。

今後、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 三井様、ありがとうございました。

最後に、麦克賽尔の木本様、お願いできますでしょうか。

○木元 皆様こんにちは。マクセル上海貿易有限公司の木元と申します。

実は、弊社は上海IPGには4～5年前に加盟しておりましたが、前任者のIPG全体会議への出席の頻度が少なかったことと、引継ぎがうまく行なわれなかつたために、言葉は悪いで

ですが、「除名処分」になっておりました。そのため、今回改めて加盟させて頂きました。

私は約2年前に香港から上海に異動して参りましたが、もちろん、広州ＩＰＧにも弊社の香港会社がお世話になっております。弊社の親会社は、皆さんご存じかと思いますが、日立マクセル株式会社と申しまして、テープや光ディスクといった記録メディア製品や乾電池、あるいは時計用、携帯電話用の電池といった電池製品が主な取扱い品目です。模倣品というのは、やはりある程度シェアを取っている製品で出て参ります。弊社でも、製品によってシェアの高いもの、低いものがございますが、時計のアッセンブラー向けの酸化銀電池が市場でますますの評価を頂いており、この電池の模造品が中国、広州周辺で生産され、中国国内での販売被害は余り出でていないものの、世界各地、特に東南アジアの国々に輸出され、市場を乱しているという状況になっております。また、中国でシェアの高い製品で放送局用のテープがありますが、「まさか放送局向けのテープで模造品が出る訳はない」と思っていたところが、模倣品が出て困ったこともあります。

これら2つの製品の模造品に対しては、調査・摘発を弊社独自で行って、成果が上がったケースもございます。

いずれにしましても、これから弊社の他の海外拠点のためにも、何とか中国での模造品取り締まりができれば、と考えております。今後とも宜しくお願ひ致します。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

続きまして、新規に業界別のワーキンググループが1つ立ち上りましたので、こちらをご紹介させていただきます。

本日、資料の4番ということで、現在のワーキンググループのメンバー会社様の表をおつけしております。今回新たに発足しましたのは、メディア模倣品対策ワーキンググループということで、太陽誘電様、三菱化学メディア様、マクセル様、ソニー様、それから富士フィルム様の5社で構成されております。

代表の太陽誘電、渋谷様より、簡単にごあいさつをお願いできますでしょうか。

○渋谷 ただいまご紹介にあづかりました太陽誘電のシブヤです。このたび、メディア模倣品対策ワーキンググループを新規に設置しました。先ほどご紹介していただいた5社を中心に、業界として模倣品の取り締まりをしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします(拍手)

○司会 ありがとうございました。

ここからは、着座で進めさせていただきます。

続きまして、報告事項、連絡事項の5番・6番になりますが、年度のかわりに当たりまして、模倣品水際対策ワーキンググループ、それから自動車・自動車部品ワーキンググループのグループ長が交代となりました。簡単な紹介とともに、活動計画、報告等をお願いしたいと思います。

それでは、水際グループの新グループ長、キヤノンの小澤様からお願ひできますでしょうか。
○小澤 皆さん、こんにちは。キヤノン中国の小澤と申します。

2008 年度の模倣品水際対策ワーキンググループのグループ長を担当させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

今お手元の資料4をご覧いただければおわかりのとおり、水際対策ワーキンググループは、メンバー数が非常に多い大所帯のグループで、今現在で25社ございます。

このメンバー数=規模を武器にして、今後とも、税関関係でのロビー活動を展開させていただく所存で、2008 年度の計画は資料5に記載のとおりです。

大きなところを申し上げますと、1つは税関総署に対するアプローチです。法制度/運用の改正/改善等の要求は、最終的にはやはり総署との話し合いになります。ここにつきましては、やはりきちんとした議論ができるための素地を作っていくかなければなりません。信頼関係を構築するということを目的として、今年は、何とか2回の定例的な情報交換会を実施したいというように考えております。

このような活動が定例化することで、問題等が発生した場合に総署との間で議論がすぐに行われるというような、コミュニケーションのフレームワーク（体制）を構築していきたいとうように考えております。

2点目は、地方の各税関です。実務を担当されておりますのは地方の各税関で、全国に二十二箇所ございますが、こちらの税関の中には、当然メンバー企業の商品の状況、それから偽造品の状況等々について余り情報を持っていらっしゃらないところもございます。このような地方税關につきましては、場所を選択しながら、そこで真贋判定のセミナーという名目のもとに交流をする機会を設定し、我々メンバー企業の商品、それから我々メンバー企業そのものについての認知を高めていきたいというふうに考えております。

今年は、お手元の資料にございますように、南京、深圳、天津、上海、南寧、ウルムチ、等でそのようなセミナーを実施したいというように計画しております。

それとは別に、セミナー形式ではなくて、純粋に表敬訪問や意見交換会、つまり初期の交流を実施することも考えておりまして、昆明、呼和浩特、金華、温州等とは、そのような個別の

交流会を設定したいというように考えております。

3点目は、グループ内で行われる定例ミーティングについてです。この中では、情報の共有化、特に経験や関連情報の各メンバー企業間での共有化を促進していくことはもとより、当然我々自身も、より現状のルール、もしくは法律にも強くなっているかなくてはいけませんので、勉強会等につきましても同時に開催していきたいと考えています。

最後は、これは税関との協力関係の方向性の模索です。通常の活動における改善要求や陳情ばかりやっていても、先方と信頼関係を築くのはなかなか難しいでしょう。すなわち、ギブ・アンド・テイクのような相互協力関係を構築するために、我々の方からも主体的/積極的に問題解決のためのソリューションや情報を提供していかなければならぬと考えております。より実践的な情報/資料等の提供について、具体的な内容や提供方法について隨時メンバー企業間で検討、議論を行い具体的な成果を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○カトウ ホンダ中国加藤でございます。

前任のマツダの土田様より引き継ぎまして、今年度、自動車・自動車部品ワーキングのグループ長を務めさせていただくことになりました。

皆さんよくご存じのように、中国では非常に自動車が生産販売されていまして、生産では今世界第3位、販売では世界第2位になっております。近い将来、間違いなくそれぞれ世界第1位になる自動車大国になっていきます。

そういう中で、自動車部品の模倣品というのが今非常に深刻な問題として氾濫しているような状態でございます。今回のワーキングを通じて、このような状況に少しでも歯止めになる有効な活動ができればと思っております。

本日の午前中に、今年度第1回目のワーキング活動をいたしました。活動内容について皆さんに本日お見せするような資料はご用意できておりませんけれども、今年度で成果が出せるもの、あるいは来年度以降も継続してやっていくもの等々があります。

簡単にご紹介しますと、既に上海ジェトロさんの尽力によりまして良好な関係がある浙江省、江蘇省、それから広東省での当局との話し合い、意見交換会、それから日本の自動車工業界でも知財活動をやっておりますけれども、そことの連携活動、それから、部品市場の違法な看板などを掲げて販売している業者への対応、再販業者への対策、これは刑事訴追も含めて検討してまいりたいと思っています。

それから、自動車ユーザーに対しての啓蒙活動、さらには、ちょっと部品ではなくてむしろ

自動車のほうになりますけども、意匠権の類似判断、難しい部分ですけれども、その有効的活用を目指した検討。それから、各都市に散在している模倣部品が販売されている部品市場の観察。メンバー間での情報交換会、このような活動を効率よく進めていきたいと思っております。また、このような活動が、ほかの業界、あるいはほかのメンバーの方の参考になるような成果が出せるようになればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○司会 小澤様、加藤様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、先月、4月21日、IPG全体で行いました「ベストプラクティス・アワード」について簡単にご報告させていただきます。

まずは、資料6でごらんいただければと思います。資料6番のほうに、開催目的等々書いてございますが、こちらは以前メールベースで皆様に推薦案件の募集等を差し上げたときにもごらんいただいていると思います。

なお、1ページ目の2ポツ、「ベストプラクティスの選定」ということで、推薦案件が約30件ございました。こちらに、省別、それから部局別の表をご用意しております。以前よりよく名前が出てくる広東省、江蘇省、浙江省といったような形で推薦が多いという状況で、部門で言いますと工商局が非常に多かったというような結果となりました。

その推薦案件約30件から10件を選定するという選定作業につきましては、本年3月31日に、上海IPGの運営幹事及び、選定委員として立候補有していただいた企業様、合わせて9名で選定委員会というものを開催させていただきました。

その際には、推薦に係る資料の守秘義務ですか、その資料そのものの回収等々を確認させていただくとともに、(2)番の②にある「選定条件の確認」というところをさせていただきました。

結果は、今日、あるいは4月21日にお配りした10案件が選定されたというところでございます。次ページをごらんいただきまして、(4)というところに反省点、それから検討事項を記載してございます。

まず、今回、推薦いただいた企業様、20社弱だったと記憶しておりますけれども、に少し迷惑をおかけしてしまいましたのが、やはり推薦案件、ベストプラクティスとして選ばれた場合には、その後の当局との調整等々については企業様からご負担いただく部分も多くございました。この点、アナウンスが事務局のほうで不足しておりましたので、この場をお借りしてお詫び申し上げます。来年以降は改善していかなければと思っております。

それから、2番目として、選定の趣旨等について幾つかご意見をちょうだいしました。特に

ご意見として多かったのが、今回は非常にすぐれた案件を推薦してほしいというご案内をしたのですが、やはり、「案件ではなくて、各当局の姿勢を見るべきではないか」というご意見が幾つもございました。案件でやってしまいと、1つの案件としては余り大きいものはやつていなくても、継続的に非常に協力的にやっていただいているという当局がなかなか選ばれないのではないかというような懸念をちょうどいしております。

こういったことを踏まえて、来年以降、ベストプラクティスを選定する際には、少しだけ検討していくつもりです。その他、来年以降、恐らく審査案件もふえてくるのかなというところで、推薦、あるいはその選定の方法等々、もう少し詳細を詰めていかなければいけない部分があるかと思っております。

今後もこれは継続的に開催していく方向で考えておりますので、皆様のご協力をお願いしますとともに、森永のほうから、当日の模様を簡単にご紹介させていただきます。

○森永 それでは、私のほうから簡単にベストプラクティス・アワードの授与式典の様子、雰囲気をごらんいただくということでご紹介したいと思います。

きょう会議にご参加の皆様も、多くの方が式典のほうに参加していただきまして、ありがとうございました。

当日は、昼間に行われた「中国知財保護ハイレベルフォーラム」、その夜に同会場で、そのフォーラムの晩餐会・夕食会をジェトロが主催するという形で、その晩餐会の場で今回のベストプラクティスをご紹介するという形で開催させていただきました。

I P G のメンバーの皆様、80 名弱、非常に大勢の方にご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

また、ハイレベルフォーラムの同会場の夜の晩餐会ということで、中国政府側からも非常に多数のご参加をいただきました。まず国家の政府当局の方数名、それから、上海市政府を中心に何十名か、また全国各省の整規弁、保知弁の方、約 20 名ということで、中国側約 100 名、合計で約 180 名の非常に大きな晩餐会の場となりました。

こちら、ございますとおり、中国政府側、それから私どもジェトロ上海の所長、それから I P G 代表ということでまずごあいさついただきました。

その後、実際にベストプラクティスのご紹介ということで、北京 I P G グループ長の加茂様にご紹介いただいた後、それぞれ選ばれました案件の当局の方、それから推薦いただいた企業の方に壇上に上っていただきまして、盾と記念品をお渡しするというようなセレモニーを行いました。

今回、10の案件を選定しまして、実際にはその10のうち7つの当局の方に来ていただいたのですけれども、皆さん非常に喜んでいただきまして、開催した側としても非常にうれしい限りの盛況な会となりました。また来年以降も続けていく、その励みになったような感じでございます。

また、最後には上海総領事から祝辞をいただきて、またジェトロの東京本部の知財課の課長からあいさつがございました。会そのものも、真ん中の写真にございますように、民族音楽の演奏とか、非常になごやかな雰囲気の晩餐会という形で開催いたしました。

また来年も、同様な形でやりたいなというふうに考えております。またぜひ皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○司会 それでは、続きまして連絡事項の8番と9番、江蘇省でのセミナー等開催について、それから「ブランド保護連携フォーラム」の年次総会についてご連絡させていただきます。

まず、資料の7番をごらんいただければと思います。このたび、日本の自動車工業会様、それから自動車部品工業会様からもご要望をいただきまして、5月の末週に南京市で江蘇省の各当局向けのセミナー、あるいは意見交換等のイベントを連続で行う運びとなっております。

I P G全体としては、28日・水曜日の「ブランド保護連携フォーラム」、それから29日・木曜日の南京税関セミナー、30日・金曜日の市向けセミナーというものが予定されており、水曜日と金曜日の分については皆様に、木曜日の分については水際ワーキンググループの皆様にご案内を差し上げているところです。ぜひとも積極的なご参加をちょうだいできればと思います。

それでは、その中の「ブランド保護連携フォーラム」年次総会について、運営幹事の岩間様よりご紹介いただけますでしょうか。

○岩間 カネボウの岩間でございます。

資料8の「江蘇省T S Bとのブランド保護連携フォーラム年次総会」に関しましてご説明をさせていただきます。

もう既に皆様方のところにもこのご案内は届いておろうかと思いますし、今までの会合の際にもあらかじめアナウンスさせていただいておりますが、この資料の最初にございますとおり、5月28日、朝9時から夕方5時半まで、南京の国際会議大酒店におきまして2008年度の年次総会が開催されることになりました。

内容や参加予定者は資料に記されておりますとおりです。江蘇省人民政府の省庁以下、中国

側関係者はこのような人々が出席の予定でございます。

日本側は、日本国上海総領事以下ここに記されております皆様方の出席を予定しておりますし、総会の内容に関しましてはプログラムの1枚目に午前中の内容、そして2枚目に午後の内容が記されております。

皆様方におかれましてはご多忙かと存じますが、ぜひ多くの皆様にご出席いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○司会 それでは、続きまして、連絡事項の10番目、上海AICセミナーについて、時間の都合もございますので、こちらは内容については、皆様、資料の9番を後ほどごらんいただければと思います。

今回の上海AICセミナーについては、先方からのご希望で、こちらに挙げてございます自動車部品関係の皆様、それから家電等の企業様に講演をお願いいたしました。皆様にあまねくお声がけができなかつたのですが、ご容赦いただければと思います。

それから、上海AICということではないのですが、最近のセミナーの中で、当局側から、日本側参加者が休み時間に戻ってこないとか、しゃべっていることが多いとか、そういう指摘を受けた事例がございます。私どものほうからも当局側には「ぜひきちんとセミナーを聞いてほしい」ということをお伝えしているところでですので、やはりお互いまといいうところで、今後その辺もご留意くださいますよう、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、「ジェトロ上海センター模倣品展示室開設について」ということで、こちらは資料の10番をごらんいただければと思います。

実際には、資料その他のものをつくっている途中ではあるのですけれども、大体、一応見ていただいてもいいのかなというぐらいの体裁までは来ております。国際貿易中心の3階のジェトロの会議室の目の前に展示ブースを設けております。

現在までに、こちらに挙げている約20社様から製品模倣品のご提供をいただいております。大体、今スペースはちょうどいいぐらいに埋まっているんですけども、まだまだ詰めて入れることもできますのでぜひ追加で、もしただけるものがございましたら皆様よりご提供いただければと思います。

早口ですみませんが、続きまして「浙江省TSBとの覚書の締結について」、こちらを運営幹事の松島様からお願ひいたします。

○松島 コニカミノルタ(中国)投資有限公司の松島です。資料はございませんので、口頭で報告させ

ていただきます。江蘇省TSBと同様に、浙江省TSBとの覚書の締結作業が進んでおります。今日は、その進捗状況についてご報告いたします。今日又は明日、事務局の方から会員企業の皆様に浙江省TSBとの覚書案が送付される予定です。5月中を目途に当該覚書案に対する皆様のご意見をいただき、並行して浙江省TSB側からも当該覚書案に対する意見を求める予定です。両方の意見を求めながら、6月中には内容を確定し、7月中に締結に向けてのアナウンスをしていただく予定です。覚書の有効活用がポイントですので、皆様方の忌憚のないご意見をいただきたく、宜しく御願い申し上げます。

○司会 まだまだいろいろ、きちつとうまく進んでいくか難しいところもございますけれども、ぜひともご協力をよろしくお願ひいたします。

続きまして、「上海IPG2007年度の活動報告について」、幹事長の久永様よりお願ひいたします。

○久永 デンソー中国のヒサナガでございます。

お手元の資料、5ページからなります資料11をご覧下さい。

第1ページ目には活動方針が書いてあります。

今回ご説明致しますのは、一番最後の5枚目です。そこにⅢとして「2007年度の活動総括」が記載されています。その前のほうには、細かく、いつ会合があった、どのような活動をしましたというようなことについて資料がございます。

時間の関係で、この中で特にご説明致しますのは先ず3番目の項目、江蘇省TSBとの「ブランド保護連携フォーラム」を設立したということです。この点につきましては、中国地方政府当局と日本の民間団体がつくる「知財保護活動組織」の取り組みとして初の試みであり、非常に注目されているということです。今後、この点につきましては強化して参りたいと思いまので、皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。

次にご説明致しますのは4番目の項目、「業界別ワーキンググループ活動」でございます。

IPGと言いますと、従来は情報交換の場ということでしたが、各種のワーキンググループが立ち上がりまして、模倣品対策の場という形でどんどん活動が活発になっております。この点につきましても今後活動を強化して参りたいと思いますので、グループ活動へのご参加を希望される企業の方は、是非ご参加頂きたいと思います。

時間の関係で、説明は以上とさせて頂きます。

○司会 ありがとうございました。

続きまして、ちょっと今言うのもタイミング的にはおかしいところもあるのですが、2008年度の運営幹事に関して、皆様よりご承認をちょうだいしたいと思っております。

私たち事務局の案としましては、2007 年度の運営幹事、電装の久永様、住友化学の津田様、カネボウの岩間様、コニカミノルタの松島様、シャープの林様、三菱マテリアルの井野様、この 6 名に加えまして、新規に、味の素の村瀬様、それから重機の福永様を加えまして、8 名の体制で運営幹事会を運営したいと思っております。

ご承認いただけようでしたら、ただいま拍手をもちましてご承認いただけますでしょうか。

(拍 手)

○司会 ありがとうございます。

それでは、新規の味の素の村瀬様、それから重機の福永様より、簡単にごあいさつをお願いいたします。

○ムラセ 味の素中国のムラセと申します。 今回、現状運営幹事のいない業界からということと、非専門家の立場でということでお受けさせていただいた次第です。 微力ながら、いろいろ力を尽くしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○福永 重機中国の福永です。

幹事就任、ご承認いただきましてありがとうございます。

今回、幹事会と事務局から就任の要請をいただきまして、若い力でちょっと新しい風を幹事会に吹き込んでほしいということで要請をいただきましたので、その期待に応えられるように頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○司会 若い力ということを言った覚えはありませんけれども、(笑) よろしくお願ひします。

次に、私どもジェトロ上海センターの所長がこの 4 月より新規に赴任しました。新所長の大西より一言ごあいさつ申し上げます。

○オオニシ所長 皆様はじめまして、JETRO 上海センター所長の大西でございます。

3 月 22 日に赴任いたしまして、いろいろ考える暇もなく、皆様と同じ活動に取り組ませていただいております。

上海 I P G は立ち上げまして 6 年目、既に 34 回の全体会合を重ねたと伺っております。まずは、この場をお借りして会員企業の皆様の熱意に対しまして敬意と感謝の念を表させていただきたいと存じます。

私は赴任いたしましてから、直ちに 4 月の「知財権保護ハイレベルフォーラム」、「ベストプラクティス・アワード」の活動に参加させていただきました。

その後、中国側のさまざまな知財活動にも触れてまいりましたけれども、I P G の本来の趣旨であります、日本企業側の努力と、それから中国企業側の自己改革、改善の努力という

ことの大切さを痛感しておる次第でございます。

いずれにしましても、この活動が成果を上げてまいりますには、会員企業の皆様のご協力が欠かせません。今後とも従前にもましたご協力のほどよろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 それでは、所定の時間をオーバーしてしまいました、申しわけございませんでした。

これにて、幹事各位、それからワーキンググループ長には元の席のほうにお戻りいただければと思います。

では、続きまして、講演会のほうに入らせていただきます。

まず、1点目、講演1番、「新ハイテク企業認定管理方法について」ということで、オムロン中国の多田様よりご講演をちょうだいします。多田様、よろしくお願ひします。

○多田 今紹介いただきましたオムロン中国のタダと申します。よろしくお願ひいたします。

今回、タイトルにありますように「新ハイテク企業認定管理方法」ということでご紹介させていただきます。本件、ページをめくっていただくとわかるのですけれども、企業所得税法に関するものになります。関係ない会社さんの方はちょっと関係ないかなとは思うのですけれども、メーカー等、工場を持って中国で活動されている企業の方々については結構気になる法律でございます。

まず、「背景」ということで書いてありますけれども、新しい所得税法というのが2008年の1月1日から施行されております。

これは何が書いてあるかというと、大きく変わっているところが、税率を一律 25%にするというところです。またその2つ目の項目、中国政府は、自主改革能力を向上させるため、ハイテク企業に15%の優遇税制を適用するということで法律がなっております。

このハイテクというのが、やはり外商投資企業の、工場とか開発とかを中国に持ってきている会社にとっては非常に気になるところだと思います。その辺の具体的になってきたハイテク企業認定の管理方法について整理しましたので紹介します。

この件、先月に発表されまして、やっと大体概要が見えてきたというところにあります。企業への影響として、フロムツーで整理しております。今までハイテク企業というのは認定制度がありまして、これというのは地域的に、例えば上海で言えばハイテク開発区などの工場が受けているかと思います。

それから、この法改正でもって産業中心の優遇政策にしていくということで、そのハイテク企業をきちんと認定して15%の税率を適用するという、こういう形になっております。

その具体的な中身を整理してみると、今まで知的財産に関する規定がなかったのですけれ

ども、これが右に書いてあるように改正されている、改正というか、規定が変わってきたているということになります。

ちょっと読み上げさせていただきますけれども、「過去3年以内に、その会社の自主的な研究開発や譲渡・譲与・買収などを通じて、または5年以上の独占許可方式を通じて、その製品の核心技術。に対して独自の知的財産を有していること」ということで、知的財産に関する要件が出されております。

日本企業は大抵、中国で開発を持っていましても、中国での発明を日本の本社に帰属させて中国に出願するという行為をしているかと思います。そのそれぞれの会社が所有する知的財産にはなっていません。今までハイテク企業認定を受けていたとしても、日本の会社の方針で、今後この優遇税制が受けられないというような事態になるということです。各会社としては、こういうところを会社の方針としていろいろ考えていかなければいけないだろう思いますので、今回こういう紹介に至ったということになります。

次、順番に紹介していきますけれども、2つ目の項目は、研究開発費用について規定があります。研究開発費用というのは3年単位で見るだとか、その企業の売上に応じてその比率が変わってくる。これは、このスライドに表示しきれない部分、割愛させていただいている部分もありますけれども、細かく規定があるということになっております。

それから、さらに細かいガイドというものを出すというふうにされておりまして、これから発表されるガイドというものについては3つ目の項目、科学技術成果の転化能力であるとか、独自生産の数量をどれだけ今後ふやしていくかなければいけないかというようなこととか、売上高、総資産の成長性なんかを指標にして見ていくというようなことが書かれています。

これは具体的にはまだ発表されていませんで、そのガイドの発表待ちということになっております。

それから、先ほども紹介しましたけれども、認定機関が各地の科学技術部門ではなくて、税務部が共同で認定することになっております。

あと、ハイテク企業が、国が重点的に支援するハイテク分野と合致するというようなことが要件になっております。このハイテク分野については、こちらに挙げてあります大きな項目で挙がっております。これはすでに細かなところが発表されておりまして、例えば電子情報技術、かなり広い分野すけれども、電子分野であればICの製造だとか、情報関係であればコンピューターのネットワークというような分野の会社が相当するということになってきます。

ここまで発表されているのですけれども、先ほど言ったようにまだガイドが出ていなくて、

今私の聞いているところでは5月の末ぐらいまでに出るということです。その中では、まだまだわかっていない部分、「知的財産の保護期間、3年以上」と書いてあるのですけれども、それ以前に取った特許をどうするか、「独占許可方式でよい」と書いてありますけれども、それがグローバルなのか中国国内なのかとか、いろいろここに挙げてあるようなまだ未確定の事項がありますので、発表され次第、検討していかなければならぬかなというふうに考えております。以上です。

○司会 多田様、どうもありがとうございました。

今回、ちょっと突然、多田様に講演をお願いしたのですが、私どもジェトロのほうにもこの新しい管理便法ができまして、従来ハイテク企業認定を受けることで減税措置をいただいていた企業様が、今後ハイテク企業認定の要件が変わってくるということで、現状だけで措置をもう受けられないのかというところで多くのご相談を賜っているところでございます。ただいまの多田様のご講演につきまして、ご質問等ございますでしょうか。エプソンの渋谷様、お願いします。

○渋谷 エプソンの渋谷です。

情報をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、ハイテクのガイドライン、5月末くらいに出るのではないかというお話だったのでですが、どこからの情報か、教えていただいてよろしいですか。

○多田 私たち知財部門だけで情報をを集めているわけではなく、財務部門であったり、戦略部門であったり、それから国との渉外部門であったりというところから連携してやっておりまして、ちょっと正確なところは確認不足です。みません。

○司会 そのほかにまだございますでしょうか。では、保坂様。

○保坂 三菱電機の保坂です。

1つ教えていただきたいのですが、2ページ目の上のスライドで、「企業の中国国内において発生した研究開発費用の総額が全研究開発費用総額の60%以上であること」と書いてありますが、この「全研究開発費用総額」というのは、各企業の本社で束ねている費用、いわゆるグローバルでの全研究開発費用ということでしょうか。60%というと、かなりハードルが高いと思うのですが。

○多田 そうですね、これ、日本企業としての考え方ですけれども、基本的には中国の会社も含めていますので、中国の会社が中国においてどれだけ開発費に投資しているかという内容かと理解しております。

○保坂 その際、日本企業はこれをどうとらえればいいのでしょうか。日本にある研究所も含めて、各社さんグローバルな形で研究開発部門があると思うんですけれども、その開発費用の総額というふうにとらえないといけないのでしょうか。

○多田 ちょっとその会社の単位によると思うのですけれども、それはまだちょっと私のほうでははつきりわかつていないです。

○保坂 ありがとうございました。

○司会 それでは。

○園田： 松下電工の園田と申します。

我々も蘇州に工場がありまして、そこで、ちょうど昨日も質問が出たのですが、まず1点は、出願について、先ほどオムロンさんのほうでは日本に戻して、日本から中国に出願する、日本の名義で出されるということなんですが、中国に子会社がある場合、現地の子会社名義で出さなければいけないのかどうかというところが、ちょっと今確認したいところなんですが。

○多田 今わかつている範囲で言えば、現地の会社の名義でないといけないだろうというふうに理解しております。

○園田： ありがとうございます。それと、もう1点、すみません、旧条件で認定を受けている状態で、今回厳しい条件になって、それに今回は間に合わない、条件が合わないというときに、その後、また今回の2年の期限が切れた後にもう1回再申請できるというか、そういう機会はあるのでしょうか。

○多田 そうですね、あると思います。

○園田 ありがとうございます。

○司会 ほかにまだございますでしょうか。よろしいですか。

そしたら、多田様に拍手をもってご退場いただければと。(笑)

○多田 どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 このハイテク企業認定管理方法については、最近ご質問が多いこともあって、私どもジェトロ上海センターのほうに5月中にご質問いただければ、専門家の回答を得てみようと思っております。

それをまとめまして、簡単な、本当に簡単なものになると思いますけれども、Q&A集のようなるものをおつくりしてフィードバックしたいと思っております。ご遠慮なくご質問等、お出しいただければと思います。

続きまして、講演の2番ということで、ホーユー株式会社のニシムラ様より、ホーユー株式

会社の模倣品対策、事業紹介ということでお話をちょうだいします。

西村様、よろしくお願ひします。

○西村 ただいま紹介にあずかりましたホーユー株式会社の西村と申します。よろしくお願ひします。

本日は、皆様の前で貴重なお時間をちょうだいしまして、弊社の中国における模倣品対策の事例紹介をさせていただきたいと思います。

中小企業の消費財メーカーが中国に進出して、どのような模倣品被害にあい、また、どのような対策を講じているのか、弊社の試行錯誤しながらの取り組みをお聞きいただければと思います。とても皆様に参考にしていただけるような事例ではございませんが、今回のお話を聞いていただき、弊社へ何かアドバイスいただければと考えております。

なお、本日お手元に配布しております資料は、これからお見せするパワーポイントの半分程度になっておりますので、ご了承ください。

それでは、しばらくおつき合いのほどお願ひします。

報告の流れですが、会社紹介から始めまして、模倣品の事例、模倣品対策の体制づくり、模倣品対策の具体例、そして最後に、今後の展開と課題といった流れで進めさせていただきたいと思います。

当社は社名をホーユー株式会社と申しまして、本社は名古屋市にあります。創業は明治 38 年、1905 年に 1 軒の薬屋として創業しております。主な事業内容としましては、ヘアカラー、頭髪化粧品、医薬品の製造・販売を行っております。

続きまして、日本国内で販売しております主な商品を紹介させていただきます。こちらの 2 つのブランドは、女性向けの白髪染めでございます。左がビゲン、右がシェロと申します。

こちらの 2 つのブランドはビューティラボ、ビューティーンといいまして、白髪のない若い女性向けのヘアカラーになっております。

そして、こちらは男性用のブランドとしまして、左がメンズビゲンと申しまして白髪染め、そして右がメンズビューティーンと申しまして、白髪のない若い男性用のブランドです。

これら以外にも、美容室専門の商品ですとか、また、インターネット専用の商品も展開しております。

海外におきましては、一国一代理店制のもと、約 70 カ国で商品を販売しております。

また、中国、アメリカ、シンガポールなどでは現地法人を展開しております。

中国事業ですが、2001 年にホーユー化粧品蘇州有限公司を設立しました。その後、香港で

好評をいただいているビゲン・スピーディヘアカラーコンディショナーの生産・販売から始めまして、その後は日本で主力商品になっております商品2つを投入しております。

中国における流通形態ですが、弊社から各州の代理店を通じまして、百貨店、スーパーなどで販売させていただいております。

こちらが中国で販売している商品です。左から、レディースビゲンスピーディ、メンズビゲンスピーディ、こちらは日本で売っている商品と全く同じです。

そして、右隣がビゲン・シルクタッチ、こちらは中国人の方の髪を研究した成果として発売している商品でございます。

そして、一番右端が香港でトップシェアを取っていますビゲン・スピーディヘアカラーコンディショナーです。こちらの商品が、模倣品が多く出ている商品でございます。

ここから、模倣品の事例を紹介させていただきます。

こちらはデットコピーです。細かいところでは本物と異なるところがありますが、消費者の方には、ぱっと見では本物と偽物の違いはわからないような商品です。当社の社員でも、本物と見比べなければわからないと思います。こういったデットコピーだけでも20種類以上が発見されております。

デットコピーの真贋判別例を1つ紹介させていただきます。こちらはパッケージの一部分を拡大しています。オレンジ色の丸の中に「881」という数字が書いてありますが、本物と模倣品では「1」のフォントが微妙に異なります。おわかりいただけますでしょうか。

また、その下に、黄色の矢印で指しました「快速」という漢字が、本物は赤い色、模倣品は黒色で印刷されております。

そのほかには、こちらのパッケージの一部分ですけれども、赤い丸の中、カンマの打ってある場所が違ったりですとか、あと、黄色の丸の中、「適度」の「適」の字が、本物は之縕（しんによう）の点が2つあるんですが、模倣品は1点になっております。

こういった違いなので、真贋鑑定は一般の方では難しいと思います。

商品のパッケージの中には染毛用のクリームを塗るブラシが入っています。これも細かく見てみると、歯の高さ、また先端の形状が微妙に異なっています。

こちらは、また別のタイプの模倣品で、ブランドを変えたものです。本物は上部にアルファベットで「B I G E N」と書いてあります。模倣品は、「早染」となっています。下部には男性・女性のイラストが載っており、これは当社の商標登録しているものをそのまま使っておりますので、こういったブランドを変えた商品は商標権侵害ということで対策を取っております。

ます。このようなブランドを変えたものだけでも、既に複数見つかっております。

先ほど紹介しましたデットコピー、またブランドを変えたものには、当社が登録しております漢字の「美源」、アルファベットの「B I G E N」、またイラストで対策できますが、これら商標権では対策の取れないような模倣品も出てきています。

こちらをご覧いただきますと、ブランド名が「ビューティフルソース」になっております。
また、イラストも、本物は大人の男女のところ、模倣品は少年少女になっています。(笑)

このような、ブランドも違う、イラストも違うものだけでも、これだけが既に発見されています。

これらの商品は、商標権の侵害ということでは取り締まりできません。不正競争防止法で対応できるとも聞いていますが、実際のところ取り締まりも、地方政府によって対応が異なりますので、弊社としてはまだ取り締まりを行ったことはございません。

こういった商品のほかには、また別のタイプの模倣品がありまして、本物よりもかなり大型化してお買い得感を見せている模倣品もございます。本物は 40 グラム入りのチューブが 2 本入っていますが、こちらの模倣品は 500 ミリリットル入りのボトルが 2 本入っていました。これとは逆に、ぐっと小さくした模倣品も出てきております。

これまで模倣品の事例を紹介してきましたが、そもそもどうしてこれほどまで弊社の模倣品が多いかと申しますと、理由の 1 つとして、香港でトップシェアを長年取っている商品だということが言えます。香港では、過去に、長期間をかけましてテレビ CM を流してきました。そのテレビ CM が広東省でも受信できるということで、広東省での人気が高まったこと、また、北京や広東省の方が香港に行ったときに、「あ、これ、人気が高いのだったら買って帰ろうか」ということで持ち帰られ、中国本土でも人気が出てきました。そして、模倣品がこんなに氾濫するといった結果になっています。

ほかの製品では、メンズビゲンスピーディですとか、ビゲン・シルクタッチにも模倣品が発見されています。

これらのような模倣品はどういったところで売られているかと申しますと、美材商と言われます美容室の方が材料を仕入れに行く商店で売られています。こちらは一般の方でも購入することができます。また、他には薬局、インターネットでも販売されています。インターネットで「美源」と打ち込んでみると、だあっと商品が出てきます。恐らく本物が多いのでしょうが、価格からしてどうも偽物っぽいなというのもたくさん見られます。

当社は、模倣品対策を約 3 年前から進めてきています。時間の経過とともに見られますのは、

模倣品の製造が年々精密化、巧妙化、そして多様化してきてていること。そして、流通におきましては、ネット販売が出現するなど、同じく多様化していることが見られます。

商品自体は、依然としてデットコピーが多く、仕上がりが精巧になってきておりまますので、識別困難なものが出てきています。

また、ブランドを変えたものには、模倣業者の自社の社名に当社の「美源」という名前をつけ加えて商標権を取得している悪質なものや、また、イメージは似せているのですが、商標権は侵害していないので摘発しにくいといったものも見られるようになってきました。

それに加えまして、パッケージが、中国市場向けではなくて他の海外市場向けの模倣品も見られるようになってきました。こういったものは、インターネットや卸市場を通じて海外へ流れていることが伺えます。製造の面からも、また流通の面からも、取り締まりがしにくくなっています。

模倣品の品質ですが、ぱっと見て、つくりが乱雑だ、液が漏れているといった、とても買いたくないようなものばかりだったらしいのですが、精巧になっておりまして、一目では判別が不可能なものもございます。

ただ、中身のクリームの原料を分析してみると、成分の組成が違うということで、弊社としましては、こちらがユーザーの方に健康被害をもたらすのではないかと心配しております。

ここからは、模倣品の対策づくりを紹介させていただきます。

そもそも当社は、模倣品の存在には 1990 年代から気づいておりました。ただ、社内の反応としましては、「模倣品が出るようになったのだから、有名税みたいなものだね」といった感じで、危機感は余りございませんでした。

そこで、当初は模倣品の対策は海外の営業マンが対応していましたが、問題意識があっても対応方法がわからない。また、営業活動が忙しくて手が回らないといった現状を打破するため、2004 年に知財部門が担当するように社内の制度を変えました。そこから、対策が本格化するようになりました。

こちらは中国での売上のグラフです。本来であれば黄色の線のように販売拡大を期待しているところですが、実際のところは 2004 年から販売が減少してしまいました。この背景にはいろいろな理由があるとは思うのですが、模倣品の被害拡大が大きな原因の 1 つではないかと考えています。

なぜ模倣品対策が必要かというのは、皆様の前で説明する必要はないと思います。ただ、当社としましては、先ほど言いましたように、ヘアカラーは頭皮につくものなので、健康被害

を防ぐといった社会的使命も感じながら対策を取っております。

こちらが、当社が模倣品対策を積極的に始めるきっかけになった新聞記事です。2005 年にジェトロ様が、中小企業知的財産権保護対策事業を開始されました。内容は、200 万円を上限に、模倣品の調査費用の 3 分の 2 まで補助するというものでした。当社はこちらに応募することにいたしました。

それと合わせまして社内での体制づくりも一歩進めました。当社は中国に現地法人がありますが、現地法人の組織上、また人的資源上、模倣品対策は本社が管轄することにしました。模倣品対策の担当者と責任者を任命しまして、社内での連絡指揮系統を明確にするように努めました。

また、当社 1 社では模倣品対策を講じることができるような知識はございません。また、できることも限られておりますので、業界団体に参加したり、また、こちら上海 I P G にも出席させていただくようになりました。

ここから、模倣品対策の具体例を紹介したいと思います。

まず、ジェトロ様に支援いただいた対策で、2005 年には中国全土の被害状況の調査、2006 年には上海、広州の模倣品製造工場の調査、そして 2007 年には広州、義烏の卸市場の調査をさせていただきました。

まず、2005 年、中国全土の被害調査を報告いたしますと、それまでも中国では模倣品があることはわかっていたのですが、どこでどんな模倣品が売られていて、どれぐらいの規模で被害を受けていたのか全くわからない状況でした。そこで、北から南にかけて 6 地域、8 カ所で調査を進めることになりました。

その結果、特に上海、広州のところで模倣品の製造工場がたくさんある。そして、悪質な模倣業者がいることがわかりましたので、供給元を元から絶とうということで、製造工場をターゲットに調査することになりました。

そして、2007 年には、広州の 4 大化粧品市場、そして義烏の化粧品市場を調査しました。これらの大規模市場は、中国全土にとどまらず、海外への流通拠点にもなっています。販売店から製造元を割り出せることを望み、摘発をしましたが、結果的には期待した程模倣品は見つけられませんでした。

摘発成果の一例を出してみました。押収物が多く、成功した一例です。ただ、包装設備、フオークリフトなども押収することはこの場ではできましたが、模倣業者と地方政府の交渉次第では後に返品されているのではないかなど心配しております。

また、最近ではこれほどの押収を認められる摘発というのは減ってきていて、最近あった摘発では、大体、完成品にしまして 1,000 個押収できればいいところです。

こういった摘発で分かってきましたのは、模倣品業者は、特に大規模なところでは警戒が非常に厳重になっています。壁はまるで刑務所のように高く建てられていて、門扉はしっかりと閉ざされ、中で何をやっているのかわかりません。また、監視カメラを置いていますので、近づくこともできません。

こういった模倣業者に、ある調査会社の調査員が 1 名、従業員として潜入調査を試みたことがあります、工場内の隠しカメラによって見つかってしまい、その後、調査が中断したことがありました。

また、模倣業者による摘発対策の高度化としては、製造・梱包の分業が進んでいます。ヘアカラーの場合だと、原料になるクリームはドラムに入ったままで、当然ながら商標がついていませんので摘発することができません。また、製造業者は受注生産を進めており、在庫はほとんど持っていない。また、生産も、夜間に生産して、翌朝には出荷してしまうといった製造即売体制を進めてきているようです。

このように摘発を重ねてきて、社内ではどういった変化があったかと申しますと、これまで「有名税だね」といった軽かった態度が深刻化してきました。経営層の方は危機感を高めていただきまして、模倣品対策への予算を増額していただくことができました。

ただ、現在では対策を始めて 3 年経ちましたが、当初期待したように模倣品、模倣業者は減ってきていません。逆に、模倣品の対策を進めれば進めるほど、調査会社から挙がってくる「模倣品、摘発しませんか」という案件が増えてきますので、逆に模倣品は市場に増えてきているのではないかという印象を受けています。また、摘発の件数も増加していますので、費用も増加傾向にあります。そういうことで、社内では模倣品対策に対する費用対効果にも関心が向いており、担当者としては、減らない模倣品、増加するコストの板ばさみにあいまして苦悩しています。

ここからは、摘発以外の模倣品対策について紹介させていただきます。

当社では、類似商標の申請・登録の監視体制を取っております。中国の商標事務所にお願いしまして、類似商標の出願登録が発見されたときには、異議申し立てをするようにしています。これは一例ですが、当社の「美源」の商標に模倣業者の社名、「ミサキ」というのをつけた「ミサキ美源」、また「ヒノ美源」、こういった商標の出願がときどき見られます。

これまでの経験で、こういった業者は模倣品の製造・販売に携わっているケースが多くあり

ますので、類似商標の出願があったときには、調査会社にも情報を流しまして、出願企業の身辺調査をしていただくようにしております。

出願情報には偽りの情報は載せないことになっておりますので、比較的正確な情報を提供することができ、効果はあるのではないかと考えています。

これは少し古い情報ですが、当社の現地販売代理店が行ってくださったマスコミ報道です。現地販売店も自主的に模倣品の販売店の摘発に取り組んでくださっています。摘発に新聞記者を同行させまして、後ほど記事にしていただいています。

ただ、最近では、こういった摘発の記事の新奇性が落ちてきていますし、摘発行動に同行すると、新聞記者自身にも危険が及ぶといったことで、記事になる件数は減っております。

これは別のマスコミ報道です。本社管轄で今年の3月15日、消費者保護デーに新聞広告を載せました。内容を紹介しますと、「当社は模倣品の摘発に注力しています」という姿勢の表明、また、「本物の商品がどこで買えるのか問い合わせてください」という連絡先の案内、そして、「模倣品の販売先を見つけたときには情報提供をお願いします」という模倣品ダイヤルの紹介もしております。

また、それ以外には、インターネットサイトでも模倣品がたくさん販売されていますので、まずは被害状況の調査を進めています。

水際対策としまして、税関登録も進めています。ただ、皆さんご存じのとおり登録だけでは期待したほどの効果が得られないと思いますので、現在は模倣品を海外に輸出すると疑わしい企業をピックアップし、情報提供ができるように努力しております。

商品展示会におきましても、過去に発見された悪質な模倣品販売者がお店していそうなところを集中して調査を進めています。

ここから、摘発事例の紹介をさせていただきます。

こちらは、広州で発見されました模倣品製造工場の例でございます。こちらは工場内の写真です。非常に乱雑に資材が散らばっている状態です。この工場では、作業員が8名から10名で模倣品の製造に携わっていました。

こちらは、製品、クリームを充填するところです。非常に汚いのがご覧いただけると思います。この模倣工場ではブランドが変えられた商品が製造されていました。模倣品のチューブですとか、包装資材を押収することができました。

この模倣工場に出された処罰決定は、生産ライセンスを取っていない業者でしたので、経営活動の終止を命じる、との処罰が下されました。罰金は3,000元と、安いものでした。

それ以外には、上海でも模倣工場の摘発をしています。こちらは、原料が置いてあるところで、衛生状態はとてもいいとは言えないと思います。たくさんの模倣品のチューブが押収されました。この模倣工場ではデットコピーが製造されていました。また、それに加えまして、当社では販売していないシャンプー、ヘアリキッドも製造していました。この模倣業者に下された処罰は罰金 2,500 元と、また軽い処罰でした。

このような摘発活動を通じまして、当社が感じています問題点としましては、先ほどから何度も言っていますように、とにかく処罰が軽い。また、処罰決定が出るのも遅い。1つの例ですると、昨年の 12 月に摘発したケースもまだ処罰決定が出されていません。

また、2 点目としましては、摘発逃れが容易である。非常にシンプルなケースですと、摘発中に責任者が裏口からこそっと逃げていってしまう。また、「責任者が不明です」ということで、そのまま、責任者が当局に出頭しないと処罰が下されない。処罰逃れが非常に容易になっています。

また、次から次に模倣業者が出てくる。それを摘発するために費用が増加してしまう。

最後に、これは当社の独特の事情かもしれません、日本サイドから模倣品対策を管理していますので、一件一件の摘発がどれほどのインパクトがあるのか、効果がわかりにくくなっています。

最後に、今後の展開と課題としまして、5 つの点から考えております。

まず、模倣品の製造元に対しては、発見される模倣業者の数は現在のところ増加傾向にあります。予算上、発見されるすべての模倣業者を摘発することはできません。そこで、優先順位をつけて摘発対象の取捨選択が必要になってきます。

優先順位として、模倣品のタイプ別では、デットコピーを優先しまして、ブランドを変えたものなどは後回しにしております。

また、業者別では、印刷業者、容器メーカーを含めた製造元の摘発を優先しております。一般的の販売店は、現在は摘発してはおりません。

また、再犯を繰り返す悪質な業者も見られますので、フォロー調査をしております。

2 点目に、卸市場については、ある業者が取りしきって模倣品の生産から販売までを行うシンジケートができ上がっていると考えられます。その中核企業を捜し出し、模倣品のネットワークを絶ちたいと考えています。

3 番目には、ネット販売を通じて模倣品が拡散することを防止したい。また、海外へ流出することを防ぎたいと考えています。ネット販売はこれから増加することは間違いないと思いま

すので、この点につきましては、化粧品ワーキンググループと一丸になって対策を進めたいと思います。

4番目に、マスコミ報道につきましては、これまで当社は模倣品業者の摘発に大きな比重を置いてやってきましたが、それでは模倣品業者に対する摘発姿勢のアピール、また、消費者に対する消費者保護のアピールも不足していたと反省しています。今後は、消費者に対するアピール、模倣品業者に対する間接的なプレッシャーが与えられるようにしたいと思います。

また、社外との連携としましては、こちらの上海ＩＰＧの方々、化粧品ワーキンググループの方々、ジェトロの方々と協力させていただきまして、情報共有、情報交換を積極的にさせていただきたいと考えています。

最後になりましたが、これまで模倣品対策を行ってきましたが、模倣品が減ったとの感触は残念ながら受けてはいません。かといって、これだけ多くの模倣品がありますと放置するわけにもいきません。そういったことで、模倣品対策は中国でビジネスを行うには避けて通れない道と考えています。

当社としましては、これからも模倣品業者に屈することなく、消費者を守るため、ブランドを守るために、模倣品対策を事業戦略の一環に組み入れて、継続していくこうと考えています。これからも、皆様のご協力をいただければと思います。

本日は長い間ありがとうございました。以上にて報告を終わらせていただきます。（拍手）

○司会 西村様、どうもありがとうございました。

それでは、ご質問をお受けしたいと思います。ございますでしょうか。挙手のほうをお願いします。

では、サントリーの竹本様、お願いします。

○竹本 どうもありがとうございました。難しいお話であると思いました。

私どもの業界は食品業界ということで健康被害という非常に大きな問題があります。お話の中で、商標権侵害以外にデザインをちょっと変えた不正競争行為があるというお話がありました。私どもも同様のことが多かったのですが、質量技術監督局に品質表示の偽称として対応いただいたことがあります。中味分析によるものです。

○西村 なるほど。

○竹本 これはAICよりも、スピードが速かったような経験があります。

○西村 ああ、そうですか。はい。

○竹本 一度模倣品の分析をされるのもいいのではと思いました。

○西村 実は、これまでTSBを通じまして摘発したことは、私の記憶する限りはありませんで、もう、AICでやっております。TSBの活用は、今後の参考にさせていただけたいと思います。ありがとうございます。

○司会 そのほかに、何かございますでしょうか。

では、そちらの方にお願いします。

○サカモト お話を聞かせていただいて、すごく大変だなと思いました。質問が2つあります、失礼な質問と思われたらお許し下さい。

○西村 どうぞ。

○サカモト 1つ目は、これだけ模倣品が出ていると、「美源」という名前は著名ブランドとして。

ポリューションというか、汚染されてしまっているような気もするのですが、そのような意味での侵害調査はされたことはあるのでしょうか？もう1つは、発表されたいたような摘発ではなくて、例えば、消費者が実際に被害を受けているのであれば、刑事事件にして逮捕させてしまうとか、そういう対応策までは考えられていないのでしょうか？

○西村 冒頭では模倣品の事例紹介ということで、皆様の関心を引くために誇張した表現も正直あったかと思います。模倣品の種類はたくさん出ていますが、それぞれ売っている数量は少ないといったことがありました。

中国全土で最初に調査したときも、各調査地点で異なる模倣品が売られているということで、マーケットシェアと言っていいのかわかりませんが、模倣品は小規模で多発しているような感じです。なので、ちょっと。あとは……

○サカモト 刑事摘発、そういうことですね。

○西村 先ほどの摘発の一覧でも紹介させていただいたのですが、押収量も少ないので、刑事事件まで持っていくことは難しいです。あともう1つは、刑事事件にしますと費用が高額になりますので、まだそこまでの対策は実は取れていないです。

○サカモト どうもありがとうございました。

○西村 いえ。ありがとうございました。

○司会 質問の際は、社名とお名前をお願いできますか。すみません。

○サカモト ムラタ製作所のサカモトと申します。

○司会 ほかに、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、西村様に拍手をお願いできればと思います。

どうも西村様、ありがとうございました。(拍手)

○西村 ありがとうございました。

○司会 では、ここで15分ほど休憩に入らせていただきます。

今、私の時計でも45分ちょっと前ぐらいですので、大体5時ごろから後半を始めさせていただきます。

(休 憩)

○司会 それでは、最後の講演、3つ目を始めさせていただきます。

3つ目の講演は三菱電機のホサカ様より、「三菱電機における知的財産活動」ということでご講演をちょうだいします。

保坂様、よろしくお願ひいたします。

○保坂 只今ご紹介にあずかりました三菱電機（中国）有限公司の保坂です。よろしくお願ひいたします。本日は、ちょっと模倣品から離れて、当社の知財権活動についてお話をいたします。今回は、グローバルな知財活動から見て、中国での知財活動の問題点は一体何なのか、考えてみたいと思います。

まず、会社概要ですが、産業メカトロニクス分野、情報通信分野、電子デバイス分野、家電分野、そして重電分野の5分野が三菱電機の主たる事業です。ご存知のように当社は商品を中国で余り販売しておりません。ジェットタオルと呼ばれるハンドドライヤーなどもありますが量は少なく、ほとんどがエアコンです。そういう意味で、一般人の方々は余り三菱電機の商品を見ないと思います。

ここにありますように、当社が本当に利益を上げているのは産業メカトロニクス分野です。模倣品もこの分野の製品であるノーヒューズブレーカが数多く出回っています。また、最近、この分野のインバーター関係でも偽物が出てきています。

当社売上高は3兆8,557億ですが、中国ではその約1割の売上があります。

海外研究所は、現在ヨーロッパとアメリカにはありますが、まだ中国には研究所は設けておりません。昨年より、三菱電機（中国）有限公司内に開発研究部門を設立し、大学、科学技術院などとの共同研究などを模索している最中です。

当社の戦略としては、「ビクトリー戦略」と「アドバンス戦略」があります。「ビクトリー戦略」は、各事業部門ごとに、強い事業を更に強くしていく戦略で、知財部門としては事業条件に応じた知財戦略を強化していく活動です。

「アドバンス戦略」は、複数事業分野に跨る強い事業を核とした提案型事業で、知財部門は、

横展開における成長性を向上するにはどうしたらいいかということを考え、提案をしていこうと活動しております。

また、当社の 1921 年設立当時からの売上高と特許の関係を見ますと、設立当初は 1,000 万円の売上高で 180 件。1960 年には、1,000 億円で 1,000 件。そして、2000 年には 3 兆 5,000 億円の売上高で 3 万 5,000 件と、大体売上高に比例して保有特許が増加しているというのが見て取れるのではないかと思います。やはり売上高が伸びれば伸びるほど、しっかりと権利を保有していくことが重要になってくるのではないかでしょうか。当社は、意識的ではなかつたのですけれども、調べてみると昔からそういう状況が見れるようです。

世界における当社の拠点は、中国が世界の国々の中で最も拠点数が多い国となっております。中国本土で 20、製造拠点が 14 拠点、販売拠点が 6 拠点という形で、香港も含めますと 28 拠点あります。

次に、知財体制について簡単に述べます。知財部門には、知的財産渉外部と知的財産センターという 2 部門があります。アメリカ、ヨーロッパ、中国という 3 つの地域には海外駐在員を置いております。本社知的財産センターに大体 70 人ぐらい、そのほかの各事業本部、研究本部も含めますと、合計で 350 人ぐらいの体制となっております。

昔「特許部」と言われたころは、研究者が開発した技術に沿って明細書を書き、出願・権利化していくことが中心でした。しかし、現在は、事業力強化に向けた知財活動を考え、事業部門に対して、どのような分野、機種に関する特許を強化していくかなければならないかを提案する逆アプローチを行う形になっています。

以前は、知財の年計は会社全体の年度計画の中に入っていました。7～8 年前から執行役会議にかけて、三菱電機全体の年度計画にやっと入れるようになりました。執行役会議での検討、事業本部別知財会議、製作所・研究所別知財会議、そして各製作所・研究所の知財責任者を集めた知財責任者会議を行っております。

私が加わるのは一番下の「知財責任者会議」で、各製作所・研究所の知財責任者が集まり、年に 2 回行っています。ここで、三菱電機の知財方針を、各製作所・研究所に周知するという形をとっています。

現在、中国、欧州、米国の 3 拠点で世界の知財を展開している形になっておりますが、今後はロシア、インド、あるいは南米などの他の海外地域へも広めていこう考えております。

私の中国駐在員としての役割は、3 点あります。一点目は中国での事業活動推進に必要な知財権取得です。代理人との連携強化、改正特許法情報収集と対策提案、中国内拠点への知財啓

蒙活動などがあります。中国内の拠点への啓蒙活動は、まだ第3次法改正とそれを実質的にサポートする実施細則が見えていないので、なかなかまだできていないところがあります。

また、中国内外企業の情報入手では、ジェトロさんにも非常にお世話になっている次第です。

二点目は「ブランド保護活動」です。平たく言えば模倣品排除活動です。

三点目が、「知財にかかる企業倫理、遵法精神の徹底・推進」です。当社は社長方針として「遵法なくして事業成り立たず」ということが挙げられています。第三者の知財権を尊重し、中国の法に則って事業を進めるよう指導していくことです。

当社はそれほど多くの中国の特許事務所を使っているわけではありません。北京に3社、上海に1社、香港に1社と、全部で5社。ただ、各特許事務所とは相互交流を強め、イコールパートナーという形で綿密に連絡を取り合い、特許事務所の弁理士、あるいは弁護士も、時折日本に招いて、日本で当社の技術を知ってもらうよう努め、有効権利化の推進、特許調査、翻訳チェックを進めています。特に最近はこの特許調査が知財をやっていく上で非常に重要なと考えています。

それから、一般的な話ですが、中国ではどんどん特許権・実用新案権、意匠権が増えています。特に実用新案権、意匠権はその権利者は、ほとんど中国企業または個人であり、大変な勢いで増えています。これは中国で事業を円滑に進めていく上で大きな脅威といえるでしょう。その対応を早急にやっていかなければならないと思います。

ただ、実用新案権はご存じのように、年間17万件も出願され、英語の抄訳もないという中で、どんなものがあるか掴み難く、非常に危険な状態にあるということが、今の中国の問題として挙げられると思います。従って、中国で事業を展開していく上で、これらをしっかりと調べる体制をどうつくっていくかというのがこれから課題となるのではないかと考えています。

現実に、昨年9月末に判決が出たシュナイダーの件でも、実用新案権です。実用新案権は技術評価書なしで警告は可能ですから、簡単に権利行使される恐れがあり、非常に注意すべき権利ではないかなと思っています。その対策がこれから日系企業にとって重要なものになってくるような気がします。

今述べたシュナイダーの案件は、中国企業による、強い特許権行使の可能性が増えてくるということで、当社社長を招いて開催された昨年10月の中国社長会でお話したところ、その翌月の執行役会議で社長のほうからこの件が報告されたということで、三菱電機全体としても非常に危機感を持ったニュースでございました。そういうこともあり、中国における出願・権利

化、係争対応力の強化というのは非常に重要な項目として挙げております。

研究開発部門でイノベーション強化、产学関連強化。中国ではこの产学関連強化は、先ほど言いました開発推進関係部門をつくり、大学、科学技術院といろいろお話をしているところでございます。

知的財産戦略としては、これらの状況を鑑みながら、創造・保護・活用を進めるために、当社としては事業ロードマップと、知財ロードマップを常に比較しながら過不足を判断し、これから行わなければならない技術開発に関しても提案していく活動を行っております。

活動基本方針＝選択と集中として、競争力は存在感、すなわち個性の追求だというように考えて、強いものをより強くということでやっております。

当社として強い分野は、産業メカトロニクス（F A）、エレベータ、車載機器があります。これらは結構強い分野なので、他社との違いを明確にし、個性を追求していきます。

次に、弱い分野については、他社との連携による事業力強化、パテントプールの活用を進めています。

パテントプール活用では実際に、当社ライセンス収入約 100 億円のうち、その 8 割が M-PEG 2 ですが、2013 年には権利満了となるので、その後どうするのかということで、いろいろ規格特許の推進に力を入れております。

三菱電機の知財活動、これは単純に言うと皆さん同じだと思います。権利をつくり、事業を第三者権利から保護し、自社権利を活用していく。このような知財活動を幅広く知ってもらうために、当社では愛称をつけています。

権利をつくる活動は「フェニックス活動」と呼び、事業を第三者権利から守る活動は「コンボイ活動」、これはアメリカのトラックが数多く、並んで進み貨物を守るところからつけています。自社権利活用は「イーグル活動」と呼んでいます。アメリカでは強さの象徴であるイーグル（鷲）にちなんでいます。これらを考えたのはアメリカに長くいた方なので、どうしてもアメリカ的な発想ではありますが、現在は、創造・保護・活用よりも、むしろフェニックス・コンボイ・イーグルの方が全社的に浸透し、「これはコンボイで行く」とか、「これはイーグルで行く」といえば認識されるような状態になっています。やはりこのようにわかりやすくすることが、知財を広めていくには重要なのかなと思っています。

今は、数から質を重視した攻めの知財へと変わり、事業開発と連携した知財活動を行うことは、先ほど言いましたけれども、それぞれ事業ロードマップと知財ロードマップを重ね合わせて、どのような技術を開発するか、どのような特許を取っていくのかをお話をしながら進めて

いく、それが、明細書を書くよりもむしろ、本社知財部門としては重要な仕事となっています。

そのためには、特許を評価するということが重要なことになってきます。評価するためには指標が必要であり、どのぐらい実施しているのか、権利の強さは、それから事業としてどれほど役立つものなのか評価しながらやっています。

知財力と売上高比較を各事業別、あるいは機種別に他社と比較し、当社が今どの位置にいるのか明確にし、そこからどこに進むべきか考えて行きます。例えば、売り上げが少なく事業としても弱く、かつ知財力もないというようなところは、まず、知財力を高めていく事により競争力を高め、次に売り上げを伸ばしていく。売り上げが大きいが、知財力が弱い事業は非常に危険であるため早急に知財力を高める必要があるなどの判断をしていくわけです。

中国の深圳に本社がある通信関係の会社（中興）のお話でも、今は中国企業でも他社の特許の分析をして、自分のところと比較しながら事業を進めていこうとやっているというお話があります。

また、この間の日本知的財産協会（JIPA）による「日中企業知財連携会議」でも、中国の企業（ハイアール）の方が、しきりに、「知財部門がどう研究開発に働きかけるのか、そのメカニズムは一体どういうものなのか教えてほしい」というような質問を執拗にしている企業がありました。中国企業も、今はこのような他社情報を収集して、自社がどの位置にあるのか分析しようという動きがあるのではないかなど、それを見て感じました。

我々もちょっとそれに負けてはいけないと思っているのですが、中国ではこの指標となるデータが日本ほどは公開されていません。少ないデータの中でどうするか、あるいは必要データの開示を求めていくか、これも今後の課題です。

次は「特許侵害予防・防止」ですが、当社は裁判では、決して安易な妥協、和解はしないという姿勢でやっております。最終判断は事業本部で行いますが、この判断をするための判断を知財部門は行うという形になります。そのためには、やはりここでもまた特許調査というのが出てくるんですね。第三者権利を回避する設計開発のためには特許調査、技術文献調査は精度を上げる必要があるでしょうし、事業の障害となる特許の無効化・権利化阻止にしても様々な情報、公知資料の入手、あるいは公然使用は中国はまだ国内のみですから、そのための証拠として一体何を取っておくのか明確にしておく必要があります。当然通関証明書はしっかりと保管し、通関証明書に書いてある項目との一致性を高めるために、何を用意しておくべきか、現実に問題が発生した時に早急に対応できる仕組みを作ておく必要があります。

他社権利侵害回避対策として重要な先行技術調査は、当社はエムテックという専門調査会社

があります。ただ、中国に関しては十分とはいえないで、今それをどうやっていくか検討しているところです。

知財教育については、日本では特許専門コース、総合実務強化コース、上級コースがあります。当然、新入社員に対しても基本を教えています。また、特許部門を目指す人材には特許技術者養成コース、翻訳技術者コースがあり、特許部門内では特許技師の認定試験、それから更に進むと、主席特許技師認定試験があります。主席特許技師になると社内鑑定ができるようになります。中国でこれからローカルの方を雇い、育成していくために、一体このような教育をどうやって進めていくかもまた、これからの中での課題ではないかなと思っております。

最後に「企業倫理・遵法」があります。ここでは他人の権利の尊重とソフトウェア不正使用排除というのを挙げて、これは中国の各拠点の社長を集めた席で説明させていただいております。

一つは第三者権利を侵害しないということです。事業者として事業を行うわけですから、他人の権利を使用していないか気をつけてくださいとお話しております。コスト削減などで部品会社をかえるときは、前の部品会社が権利を持っていないか気をつけること、日本と中国の権利範囲の違いにも気をつけることを伝えています。例えば、日本と中国意匠権では権利範囲の判断が異なります。日本と同じ判断のまま実施すると危険な場合があります。

また、事業の妨げとなる権利を他人に取らせないためには、先に出願する。あるいは有名な刊行物に載せる、そういう手段を事前に講じておくなどリスク管理をしっかりとおきなさいというお話をしています。

その他でも、中国では「先に使っていても生産拡大はだめ」というのがまだ一般的です。「ある一定程度の拡大はオーケー」という最高人民法院案もあったのですが、いまだに認められていないので、まだ北京高級人民法院の前者の考え方が主流だと捉えています。従って、相手に権利を取られたらもう生産拡大はできないと認識しておきなさい、とお話ししています。

ソフトウェア不正使用については、私が中国に赴任した当日に電話があり、その3日後にはレターをいただいたことがあります。2拠点で不正使用の疑義があるとの書面でした。赴任早々忙しいことになってしまったのですけれども、1拠点は使っていなかったのですが、1拠点には不正使用がありました。数点の購入で決着はつきました。中国政府はアメリカなどから不正使用について執拗に言われていますから、中国は非常にナーバスになっています。そのような状況下で、テレビ・新聞などが「どこか外資企業もやっていないか」非常に注目しているところがあります。

また、ソフトウェア販売会社は、売り込みのために不正使用情報を集め、調査会社は、ソフト販売会社が不正使用情報を求めているので、調査会社自体で調査を行い売り込んでいます。更に、調査会社は情報を得るために従業員から話を聞きだそうとしています。も、「2階のあの事務所で使っている」などと、非常に具体的な情報が流れることもあるようです。これらは多分、従業員から情報を取っているのではないかという感じもします。

ソフトウェア不正使用はしない、必ず正規版を購入する、正規版でも台数制限とか地域限定の条件があるので、これにもしっかり注意しなさいということを話しています。

また、ソフトウェアの管理を徹底するような方策を取る必要があります。先ほど従業員の話をしましたけれども、人の管理徹底、インターネットでは簡単にソフトを入れることができ、ソフトウェアによっては、これはフリーだと思い込んでいる中国人もいます。は3カ月限定フリーなどの期限付きのものもあります。うっかり長期に渡り使用してしまう場合もあります。これらに対する教育をしっかり行っていないと、相手からいきなりクレームが出ることになります。

このようなことを、拠点の事業主の方には私のほうから説明していますが、現実に起こったところでは、ローカルのマネジャークラスを全員集め、注意を喚起し、企業の倫理、遵法精神の徹底を行っています。

以上で、私の報告を終わらせていただきます。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、質問がございましたら、挙手をいただけますでしょうか。

では、ヒサナガ様。

○久永 デンソーの久永です。ご講演、ありがとうございます。

ちょっとお答え頂けるかどうか分からぬのですが、2つ質問がございます。

1番目の質問は、14ページで、海外、米国と欧州に研究所があるというご説明でしたが、差し支えなければ、それらの研究所でなされた成果は現地に帰属か、あるいは本社に帰属か、或いは（現地と本社）共有かという点です。もしも帰属についてご説明頂けるならば、どういう状況か。そして、その理由についてお教え頂きたいと思います。

2番目の質問は、43ページで、ソフトウェアの不正使用というお話をあり、ご着任直後にその対応をされたということですが、私も実は着任してから半年ぐらいで同じような案件を扱いまして、ソフトウェアの不正使用について社内の管理をやらなければいけないという状況になりました。

御社では、どのような対策をされているのか、仮に従業員が不正使用をしていた場合、どのような処置をされているのかについてお聞かせ下さい。

○保坂 1件目ですが、これはヨーロッパとアメリカは、知財の駐在員が頻繁にその研究所に行って、いろいろ出願、アイディアの展開とかいうような形をやっております。基本的には当社の権利というような形になっております。

それから、2点目ですが、ソフトウェアの不正使用については、一番怖いのは新聞とか何か雑誌に載せられて、「三菱電機は不正をやっている」というような風聞を立てられることです。できるだけ問題を残さない形で、円満な解決を図るというようにしております。

ですから、最終的には正規のソフトを購入する、そのときに一体、例えば3次元ソフトのオートキャドは50万円もするのでクレームが結構多いのですが、そういった場合も相手先と直接交渉をし、何件買えばいいのか、もうちょっと少なめでいいのかなどお話し合いをしながら円満に解決するという方策をとっております。

相手先も、無理やり権利行使というのではなく、販売会社ですから利益を得たい、そういう意識があるようですので、何件か購入するという形で解決を見ております。

○久永 1番目の質問に対するお答えについて、ちょっと確認をさせて頂きたいのですが、自分の会社に帰属するとおっしゃられましたが、例えば業務委託契約に基づき本社が米国とか欧洲の拠点に対して研究を委託し、その成果を本社に帰属にさせていると解釈してよろしいのでしょうか。

○保坂 ちょっとそこまでは私、確認はとっていないので、それはちょっとお答えできないので、また、もし確認できたらちょっと個別にお話ししたいと思います。

○久永 どうもありがとうございました。

○司会 それでは、ほかにございますか。では。

○岳 トダ中国、権益保護室の岳と申します。

貴重な話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

1つ、細かいところを質問させていただきたいと思いますが、パワーポイントの34ページのところに、他人に特許権を取らせないためには有名な刊行物に載せるという話がありまして、これについて、例えば今まで中国において実績があるかどうか。実績があったら、その効果はいかがですかについて、もし差し障りがなければ教えていただきたいと思いますが。

○保坂 実際に効果があったかどうかという確認はしていないのですけれども、中国でカタログを発行するとか、その際、中国でカタログを発行する際は、印刷をちゃんと中国でしたこと

を明記するとか、発行日という形で明確に表示しなさいという形でやっております。

ご存じのように、中国では、審査指南では印刷日が公知日となる。発行部数に関してはべつに1部でもいいというような形ですから、印刷日を明記して、それから印刷所ですね、それも本当は表記するほうがいいと思っています。

中国の本は、基本的には印刷日と印刷所をしっかり記入しているものが多いです。仮にカタログなんかは印刷所までは記入していないところが多いのですけれども、その場合は、それが中国で印刷されたことを証明するような証拠をちゃんとつくっておきなさいというふうにしています。それは何かというと、印刷所との契約ですね。それからインボイス、その際の項目として、その証拠となるものと一致するような表記の仕方をしなさいというような形で、これは現実的に今やっています。

○岳 というのは、やはり御社が自ら発行された発行物ですよね。

○保坂 そうですね。

○岳 普通、例えば第三者とか、雑誌ではない。

○保坂 わかりました。それは、刊行物記載に関しては、中国も国内外公知ですから、例えば三菱電機は、ちゃんと「三菱電機技報」という技術を載せた本を定期的に出してあります。そういうところに、文献としてしっかり載せるというような形はやっております。

それから、そのほかにも、例えば意匠でしたら、ある一定部数の発行されている著名な雑誌、それは専門雑誌でもいいのですけれども、そこに掲載する。そういうものをしっかり保管しておくというような形をとっています。

○岳 わかりました。ありがとうございました。

○司会 そのほかに。

○山城 ファンケルの山城と申します。

貴重なお話をありがとうございます。

パワーポイントの7ページなんですけれども、御社は2000年に3万5,000件の特許を保有されているというデータが掲載されておりましたが、この3万5,000件の多くの特許を出願するために、エンジニアの方に何らかの特許を出すというそのモチベーションといいますか、そういうものを上げさせる会社内の仕組みといいますか、そういうものを、もし具体的なものがございましたら教えていただきたいのですけれども。

○保坂 今日はその辺の資料は省いてしまったのですけれども、基本的にはこれは他社さんとも同じだと思います。最初に出願する段階で報償金を出します。それはそれほど高いものでは

ありません。

登録になった時点は出しておりません。ライセンスにしたり、あるいは製品化されたときには、その寄与度に応じて実績補償金を支払うという形をとっています。当然、最高額は、いろいろ問題があったので、限度額はないという形になっています。

当社でも、当社のO Bが訴えた係争はありました。一応当社側が有利な形で決着を見ております。当社が原告に支払っている金額よりも、裁判所が「原告に支払え」との金額のほうが少なかったという結果が出ております。そういう面では、当社としてはこの裁判は今後の発明の報奨に間する争いに対して抑止効果になるのではないかと考えております。

ただ、当然、問題を起こさないように十分な対応はするというような形で報償体制は取っております。

○山城 ありがとうございました。

○司会 そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ホサカ様にもう一度拍手をお願いいたします。(拍手)

ありがとうございました。

それでは、本日のスケジュールはこれにて終了となります。

申しわけないのですが、きょうの懇親会はこの隣の部屋で予定しておりますが、前のイベントが少し長引いたものですから、恐らく準備が整うのは6時10分ぐらいということになっております。

現在、ここを出たところに飲み物をご用意しておりますので、もう10分か15分ぐらいはそちらで少しゆっくりしていただいて、後ほど移動していただくということでお願ひいたします。

それでは、第34回目の上海IPG全体会議を終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)